

せらひがし小学校PTA規約

《総 則》

- 第 1 条 本会は、せらひがし小学校PTAと称する。
第 2 条 本会はせらひがし小学校児童の保護者及び教職員を以て組織する。
第 3 条 本会の事務局はせらひがし小学校に置く。

《目的及び活動》

- 第 4 条 本会は、保護者と教職員が緊密な連携を保ち、さらに相互の協力により児童の幸福な成長を図り、よりよい学校教育活動が実施されることを目的とする。
第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1 会員相互の資質の向上
2 学校教育に対する理解とその推進
3 児童の健全育成
4 教育環境の整備・改善
5 その他児童の福祉増進に関すること
第 6 条 本会は、教育を本旨とする民主団体であって、本会及び本会員の名において営利的、宗教的、政党的、その他本会の事業以外の目的をもって活動してはならない。

《役 員》

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- 1 本部役員

会 長	1 名
副 会 長	2 名（1 名は、校長）
父 親 代 表	2 名（1 名は、兼務可能、もしくは一般会員）
母 親 代 表	2 名（1 名は、兼務可能、もしくは一般会員）
会 計	2 名（1 名は、教職員）
事務局兼書記	2 名（1 名は、教頭）
 - 2 監 査 2 名
 - 3 専門委員 学級委員（各学級 2 名と学校職員）
文化委員（各学級 2 名と学校職員）
地域委員（各地域 2 名以上と学校職員）
* 専門委員会委員長・副委員長各 1 名
バス委員（各路線 2 名選出、但し利用者で構成するものとし、別途規約を設ける。）

- 第 8 条 役員を選出は、次のとおりとする。
- 1 本部役員を選出方法は、会員の立候補とする。立候補なき場合は選考委員により選出を行う。選考委員は、地域委員とし、責任者は地域委員長とする。監査は会長が委嘱する。
 - 2 学級委員と文化委員は各学級から、地域委員は各地域から互選する。
 - 3 専門委員会委員長・副委員長は、各委員会において選出する。
 - 4 学校職員は各委員会を分担する。

- 第 9 条 役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、補欠の選出をし、任期は前任者の残任期間とする。

- 第 10 条 本会に顧問若干名を会長の委嘱によって置くことができる。

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。
- 3 母親代表は、本会及び郡の母親代表に係わる事業を推進する。
- 4 父親代表は、本会及び郡の父親代表に係わる事業を推進する。
- 5 書記は、会議の議事を記録する。
- 6 会計は本会の会計事務を執行し、総会において会計決算報告をする。
- 7 事務局は、会の運営・推進の任に当たる。
- 8 監査委員は、会計を監査する。
- 9 専門委員会の委員長・副委員長は、各専門委員会を統括する。
- 10 顧問は、会長の諮問に応ずる。

《機関》

第12条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 企画委員会
- 3 本部役員会
- 4 専門委員会

第13条 総会は、本会の最高機関であって、全会員をもって構成する。総会は、会長が招集し毎年4月に開催する。又、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第14条 総会の議決は、総会に出席した会員の過半数で決する。

第15条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

第16条 次の事項は、総会の議決または承認を経るものとする。

- 1 規約の改正
- 2 事業計画及び収支予算に関する事項
- 3 事業報告及び決算に関する事項
- 4 役員の選任及び解任

第17条 企画委員会は、総会につぐ議決機関であって、本部役員及び専門委員会委員長・副委員長をもって構成する。

第18条 企画委員会は、会長が必要と認めた時招集する。

第19条 専門委員会は、各委員長が招集し、開催する。学級委員会は、各学級の事業の企画・推進及び学級相互の連絡を図る。文化委員会は、文化的な活動を通じ、コミュニケーションづくりと会員の資質向上のための企画・推進を行う。地域委員会は、本校の教育環境の整備及び児童の安全対策・健全育成に関する企画・推進を行う。

《経費》

第20条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもって充てる。会費は、年額2,400円とする。毎年、学級費引き落とし時に一括引き落としとする。

転出・転入の場合は 1か月200円として計算する。

第21条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

《その他》

第22条 本会は、慶弔規定を別に定める。

第23条 本会は、旅費規定を別に定める。

《附則》 本規約は、平成23年4月1日から施行する。

《附則》 本規約は、平成24年4月1日から施行する。

《附則》 本規約は、平成31年4月1日から施行する。

《附則》 本規約は、令和5年4月1日から施行する。